

次世代医療システム産業化フォーラム 2025 会則

第1条（名称）

本フォーラムは、「次世代医療システム産業化フォーラム 2025」（以下、本フォーラム）と称する。

第2条（目的）

本フォーラムは、医療機器ビジネス等に資する情報提供や、産学医、産産が連携した医療現場、研究現場等で必要とされる医療機器や研究開発支援機器などの開発促進、そのほか医療機器ビジネス促進に必要とされる事業を実施することを目的とする。

第3条（主催・事務所）

本フォーラムは、大阪商工会議所（以下、主催者）が主催する。また、事務所は大阪市中央区本町橋 2 番 8 号に置く。

第4条（事業）

本フォーラムは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産学医・産産連携による医療機器・健康・福祉・介護関連機器・サービスの創出促進に関すること
- (2) 医療・健康分野における事業の研究に関すること
- (3) 会員相互の交流に関すること
- (4) その他、医療・健康・福祉・介護等における事業創出に関すること

第5条（会員）

本フォーラムの会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、このフォーラムの目的に賛同し入会した者とする。
- (2) ベンチャー会員は、創業5年未満かつ資本金 3 億円以下で、他の事業者が単独で発行済株式総数または出資額の 2 分の 1 以上を所有または出資していない企業で、本フォーラムの目的に賛同し入会した者とする。
- (3) 分科会会員は、このフォーラムの分科会活動の目的に賛同し入会した者とする。
- (4) 特別会員は、大学・医療機関・公的機関等で、このフォーラムの目的に賛同し入会した者とする。

第6条（入会）

本フォーラムへの入会希望者は、所定の様式による申込みをなし、主催者の承認を得て入会するものとし、次条に定める参加費を支払わなければならない。

第7条（参加費）

- (1) 本フォーラムの参加費は、次表のとおりとする。ただし、期中参加等による割引の定めがある場合にはその金額を適用する。なお、費用は1社あたりの金額であり、参加人数に制限は設けない。また、第8条（退会）、第9条（除名）の規定により会員が退会ないし除名となった際にも、参加費は返還しない。

■ 申込区分		参加費(税込)
正会員	① 主催・共催商工会議所会員企業（支店・支社等が会員の場合も含む）	1 社 140,000 円
	② 上記①に該当する企業のうち、資本金 3000 万円以下の企業	1 社 120,000 円
	③ 上記①に該当しない企業	1 社 195,000 円
	④ 上記③に該当する企業のうち、資本金 3000 万円以下の企業	1 社 165,000 円
ベンチャー会員	創業5年未満かつ資本金 3 億円以下で、他の事業会社が単独で発行済株式総数または出資総額の 2 分の 1 以上を所有または出資をしていない企業	1 社 70,000 円
分科会会員 ※参加費は1分科会あたり		1 社 70,000 円 (2025 年度登録無料)
特別会員(大学・医療機関・公的研究機関等会員)		無 料

- (2)参加費でまかなう費用は、本フォーラムで行う活動のほか、主催者が必要と判断する経費とする。
- (3)特別に設定されるプログラム等のために、参加費以外に実費を徴収することがある。この場合、会員は、当該実費を支払わないときは当該プログラム等に参加することはできない。

第8条（退会）

本フォーラムを退会しようとする時は、主催者に対し、退会の申請をしなければならない。

第9条（除名）

前条の申請がない場合でも、以下の理由により、主催者は会員を除名することができる。

- (1)正当な理由無く、本フォーラムの評判を毀損したもの
- (2)会費を請求日から3ヶ月以上にわたって納入しないもの
- (3)第13条(遵守事項)に違反したもの
- (4)その他本フォーラムに損害、不利益を与える行為を行ったもの

第10条（座長）

本フォーラムに別に定める座長を置く。座長は、本フォーラムを代表し、運営やその方針策定に携わるとともに、分担して定例会等の進行を務める。

第11条（アドバイザリーグループ）

アドバイザリーグループは、別に定める有識者等で構成する。アドバイザリーグループは、必要に応じて、本フォーラムの運営等に関する助言を行う。

第12条（顧問）

顧問は、別に定める座長経験者等で構成する。顧問は必要に応じて、本フォーラムの運営等に関する協力を行う。

第13条（遵守事項）

会員は、次の事項を遵守しなければならない

- (1)本フォーラムの正常な運営を妨げないこと
- (2)本フォーラムの事業等で配布された資料を主催者に無断で本会会員以外へ譲渡、または転用等を行わないこと
- (3)その他、本会の運営に支障をきたす行為を行わないこと

第14条(協力事項)

会員は、次の事項について可能な限り協力を行うものとする

- (1)本フォーラムの維持、発展に協力すること
- (2)本フォーラムの活動に基づき、主催者が進捗状況の確認を行った場合、開示できる範囲で報告すること

第15条（存続期間）

本フォーラムの存続期間は、2026年3月末日までとする。ただし、本フォーラムから派生した事業が2026年4月以降も存続する場合は、当該事業の存続期間内において、本会則が適用されるものとする。

第16条(その他)

本フォーラムを契機に発生したトラブル・損害等について、主催・共催・後援・協力の各機関・団体は、一切の責任を負わないものとする。

(附則)

本会則は、2025年4月1日から実施する。